

発行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目 次	
告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集	(財 政 課) 1
○保安林の解除予定の通知	(森林整備課) 1
公 告	
○職員給与等の公表	(行政管理課) 1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	9
○政治団体異動の届出	9
○政治団体解散の届出	9

告 示	

高知県告示第568号
高知県議会定例会を、平成16年9月21日に高知県議会議事堂に招集する。
平成16年9月14日
高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第569号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成16年 9 月14日
高知県知事 橋本 大二郎

1 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡仁淀村大植字黒滝1886・字箱谷4706（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
鉱業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県農林水産部森林局森林整備課及び仁淀村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第570号
高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第9条の規定により売りさばき人の代表者の職名及び氏名の変更に
ついて届出があったので、同規則第4条第4項の規定により次の
とおり告示する。

平成16年 9 月14日
高知県知事 橋本 大二郎

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市南はりまや町一丁目1 - 1
株式会社四国銀行
取締役頭取 濱田 松一
(変更後) 高知市南はりまや町一丁目1 - 1
株式会社四国銀行
取締役頭取 青木 章泰

2 変更年月日
平成16年 6 月29日

公 告

高知県職員の給与等の実態を次のとおり公表します。
平成16年 9 月14日
高知県知事 橋本 大二郎

1 職員の給与の決定の仕組み

地方公務員の給与は、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないことになっています。

具体的には、人事委員会が民間事業所の給与の実態などを調査し、これに基づいた報告や勧告を知事と議会にします。この報告や勧告を受けた知事は、給与の改定について検討したうえで、これに必要な条例議案を議会に提出し、議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

なお、昨年度の給与の改定は、国家公務員に準じた内容で平成15年12月1日から実施しました。

2 職員の給与等の実態

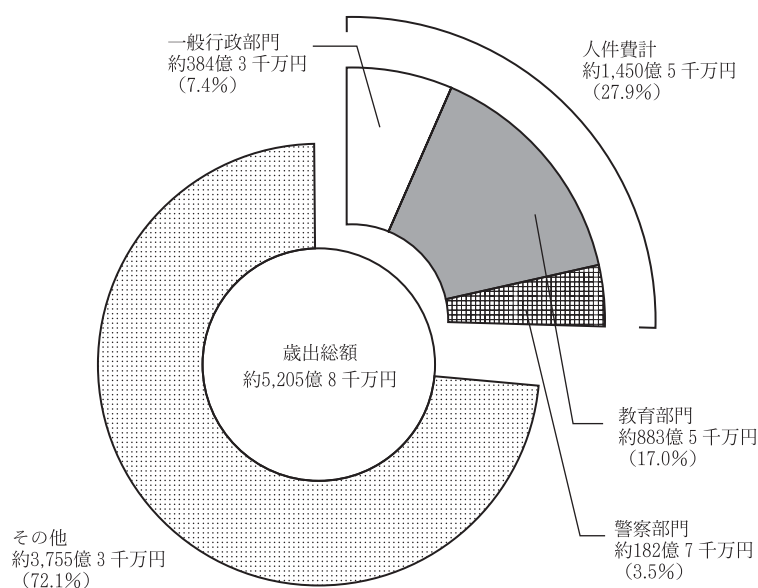
(1) 人件費の状況

平成15年度普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

住 民 基 本 台 帳 人 口 (平成16年 3 月 31 日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B / A)	平 成 14 年 度 人 件 費 率
809,554人	520,582,660千円	3,689,153千円	145,055,126千円	27.9%	26.9%

注 人件費とは、職員及び知事、議員などの特別職に支給される給与、報酬及び退職手当、地方職員共済組合への負担金、恩給、退職年金並びに災害補償などのことです。

図 1 人件費の状況 (平成15年度普通会計決算)



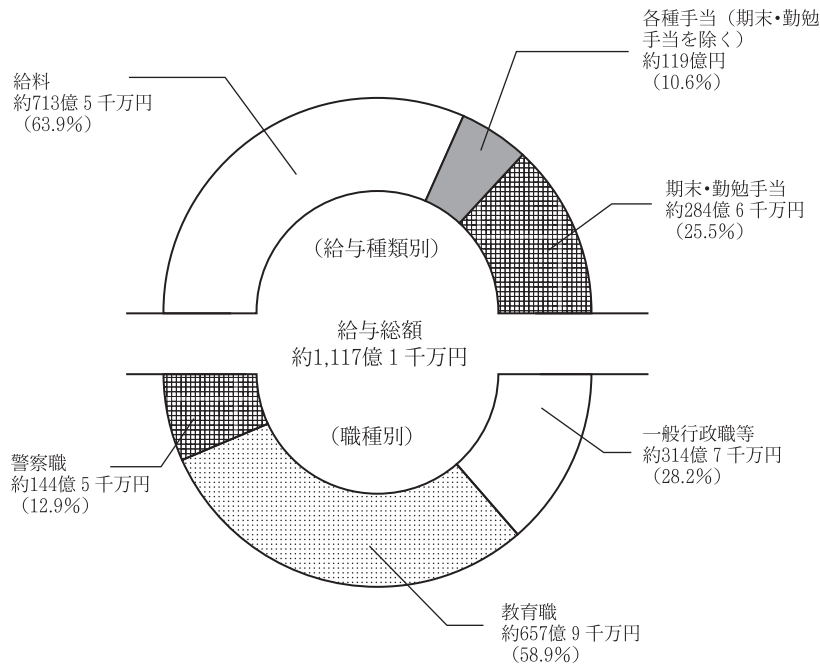
(2) 職員の給与費の状況

職員の給与は、給料と職員手当等（扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当など）からなっており、平成16年度普通会計予算（当初）の状況は、次の表のとおりです。

職 員 数 (A)	給 与 費				1 人 当 た り 給 与 費 (B / A)
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
15,919人	71,346,373千円	11,901,486千円	28,461,390千円	111,709,249千円	7,017千円

注 職員手当には、退職手当は含まれていません。

図 2 職員の給与費の状況（平成16年度普通会計予算（当初））



(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

職員の代表的な職種の平均給料月額及び平均年齢は、次の表のとおりです。

(平成16年 4 月 1 日現在)

職 種	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職	355,296円	43.0歳
小 ・ 中 学 校 教 育 職	401,259円	43.7歳
高 等 学 校 教 育 職	377,324円	41.2歳
警 察 職	375,966円	42.8歳
技 能 職	340,587円	49.8歳

(4) 職員の経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況

職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額は、次の表のとおりです。

(平成16年 4 月 1 日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大学卒	276,016円 (33.1歳)	321,498円 (38.3歳)	385,798円 (43.2歳)
	高校卒	221,113円 (28.5歳)	281,271円 (33.6歳)	336,139円 (38.8歳)
小 ・ 中 学 校 教 育 職	大学卒	319,246円	372,370円	404,014円

高 等 学 校 教 育 職	大学卒	318,013円	368,928円	403,773円
警 察 職	大学卒	293,733円	335,633円	401,957円
	高校卒	258,780円	303,918円	355,226円
技 能 職	高校卒	221,100円	-	317,667円

注 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(5) 職員の初任給等の状況

職員の採用試験に合格し、高等学校又は大学卒業後直ちに採用された職員の職種別の初任給及び採用後2年経過したときに予想される給料月額、次の表のとおりで、国家公務員とおおむね同一の水準となっています。

(平成16年4月1日現在)

区 分		県		国	
		初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額
一 般 行 政 職	大学卒	170,700円	190,200円	種 179,800円 種 170,700円	種 198,600円 種 184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
小・中学校教育職	大学卒	191,100円	205,000円	191,100円	205,000円
高等学校教育職	大学卒	191,100円	205,000円	191,100円	205,000円
警 察 職	大学卒	185,900円	217,400円	種 201,500円 種 198,300円	種 222,000円 種 214,700円
	高校卒	156,700円	185,900円	156,700円	177,400円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、職務の種類に応じて10種類の給料表のいずれかが適用され、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合に応じて各々の級に区分されていますが、一般行政職では、次の表のとおりです。

(平成16年4月1日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務内容		主 事 技 師	主 事 技 師	主 査	係 長 主 幹	係 長 主 幹	班 長 主 任	課長補佐	課 長	副部長参事	部 長 副部長	部 長	
職 員 数		40人	179人	492人	580人	273人	1,348人	780人	278人	44人	26人	15人	4,055人
構 成 比		1.0%	4.4%	12.1%	14.3%	6.7%	33.3%	19.2%	6.9%	1.1%	0.6%	0.4%	100%
参 考	1年前の構成比	0.8%	4.9%	12.2%	15.4%	6.2%	31.9%	18.9%	7.5%	1.2%	0.7%	0.3%	100%
	5年前の構成比	2.2%	9.2%	14.1%	15.6%	7.6%	21.8%	18.5%	9.1%	0.9%	0.7%	0.3%	100%

(7) 昇給期間の短縮の状況

一般的には、12か月を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができます。勤務成績が特に良好な場合などには、この期間を短縮して昇給させることができ、その状況は、次の表のとおりです。

区 分		合 計	一般行政職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	警 察 職	技 能 職
平成 15 年 度	職 員 数 (A)	15,242人	4,045人	5,634人	2,429人	1,540人	474人
	普通昇給期間(12～24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	4,318人	832人	2,097人	807人	322人	93人
	比 率 (B / A)	28.3%	20.6%	37.2%	33.2%	20.9%	19.6%
平成 14 年 度	職 員 数 (A)	15,374人	4,149人	5,648人	2,441人	1,535人	483人
	普通昇給期間(12～24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	4,604人	854人	2,154人	913人	349人	116人
	比 率 (B / A)	29.9%	20.6%	38.1%	37.4%	22.7%	24.0%

注 退職時を除く勤務成績が特に良好である場合等の特別昇給については、短縮期間が3月から24月までであることから、これらを12月に換算した場合の特別昇給を受けた職員の比率は11.7%になります。

(8) 職員手当

ア 期末・勤勉手当及び退職手当

期末・勤勉手当(民間の賞与等の一時金に相当するもの)は、国家公務員と同様、年2回に分けて支給されています。

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

区 分	県			国		
期末・勤勉手当	(平成15年度支給割合)			(平成15年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.55月分 (0.85月分)	0.7月分 (0.35月分)	6月期	1.55月分 (0.85月分)	0.7月分 (0.35月分)
	12月期	1.45月分 (0.75月分)	0.7月分 (0.35月分)	12月期	1.45月分 (0.75月分)	0.7月分 (0.35月分)
	計	3.0月分 (1.6月分)	1.4月分 (0.7月分)	計	3.0月分 (1.6月分)	1.4月分 (0.7月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退 職 手 当	(支給率)			(支給率)		
	勤続20年	自己都合 21月分	勸奨・定年 28.0875月分 (27.3月分)	勤続20年	自己都合 21月分	勸奨・定年 28.0875月分 (27.3月分)
	勤続25年	33.75月分	43.335月分 (42.12月分)	勤続25年	33.75月分	43.335月分 (42.12月分)
	勤続35年	47.5月分	60.99月分 (59.28月分)	勤続35年	47.5月分	60.99月分 (59.28月分)
	最高限度額	60月分 (59.28月分)	60.99月分 (59.28月分)	最高限度額	60月分 (59.28月分)	60.99月分 (59.28月分)
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
	退職時特別昇給 1号給 (平成17年1月1日廃止)					
	1人当たり平均支給額 7,721千円					

注 1 期末・勤勉手当の（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

2 退職手当の（ ）内は平成17年 1 月 1 日以降の支給割合です。

3 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含まず。

イ 調整手当

民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務する職員と医師とに支給されています。

(平成16年 4 月 1 日現在)

支 給 対 象 地 域	東 京 都 の 区	大 阪 市 等	札 幌 市 等	医 師
支 給 率	12%	10%	3%	10%
支 給 対 象 職 員 数	23人	13人	5人	64人
国 の 制 度 （ 支 給 率 ）	12%	10%	3%	10%
支給対象職員 1 人当たり 平均支給年額（平成15年度）	522,530円			

ウ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

(平成15年度)

区 分		全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合		22.7%
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額		115,228円
手 当 の 種 類 （ 手 当 数 ）		56
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	○ 教員特殊業務手当（公立学校職員） ○ 捜査作業手当（警察職員） ○ 夜間特殊業務等作業手当（警察職員） ○ 交通捜査等作業手当（警察職員） ○ 巡回警ら作業手当（警察職員）
	多くの職員に支給されている手当	○ 教員特殊業務手当（公立学校職員） ○ 夜間特殊業務等作業手当（警察職員） ○ 交通捜査等作業手当（警察職員） ○ 捜査作業手当（警察職員） ○ 巡回警ら作業手当（警察職員）

エ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

	平 成 15 年 度	平 成 14 年 度
支 給 総 額	1,938,899千円	2,323,854千円
職員 1 人当たり平均支給年額	127千円	151千円

オ 扶養手当、住居手当及び通勤手当

扶養手当は、扶養親族のある職員に支給されています。

住居手当は、住宅を借り、家賃を支払っている職員などに支給されています。

通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、運賃を負担している職員などに支給されています。

(平成16年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族 2 人まで 6,000円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族の 1 人目 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目 6,500円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1 人につき 5,000円加算	同じ	
住居手当	1 借家・借間居住者 基礎控除額 12,000円 最高支給限度額 27,000円 2 自宅居住者 3,500円 3 単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 配偶者等が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている者 1 の 1 / 2 の額 所有している自宅に配偶者等が居住している者 1,700円	異なる	2 自宅居住者 2,500円 (新築又は購入後 5 年間) 3 単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 所有している自宅に配偶者等が居住している者 制度なし
通勤手当	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額 1 箇月当たり 56,200円 2 交通用具使用者 3,300円 (片道 2 km以上 5 km未満) から最高36,800円 (片道65km以上)	異なる (交通用具使用者のうち、調整手当支給地域の公署に勤務する職員については、国に同じ。	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額 1 箇月当たり 55,000円 2 交通用具使用者 2,000円 (片道 2 km以上 5 km未満) から最高24,500円 (片道60km以上)

(9) 特別職の報酬等の状況

知事などの特別職の職員の給料、報酬等は、県内各界の代表者で構成する「特別職報酬等審議会」の意見を聴き、一般職とは別に条例で定めることになっています。現在の額は、平成16年 4 月 1 日から改正されたものです。

	報 酬 等 の 月 額	期 末 手 当
知 事	1,260,000円	(平成15年度支給割合)
副 知 事	960,000円	6 月期 1.7 月分 12月期 1.6 月分

出 納 長	850,000円	計 3.3 月分
議 長	920,000円	
副 議 長	840,000円	
議 員	790,000円	

注 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間における知事、副知事及び出納長の給料の月額は上記の額から、知事にあつては10%、副知事にあつては7%、出納長にあつては5%減額しています。

(10) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位:人)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成15年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議 務 企 画	32	33	1	職員の育児休業対応
	税 務	573	612	39	地域駐在職員の増等
	民 生	156	158	2	市町村税の滞納整理支援等
	衛 生	446	443	3	障害者計画の策定終了等
	労 働	511	496	15	保健所の精神保健業務の見直し等
	農 林 水 産	64	63	1	商工労働部の庶務事務一元化等
	商 工	1,154	1,099	55	耕地及び森林土木事業量の減、地域農業改良普及センターと耕地事務所の統合等
	土 木	190	197	7	国際経済交流支援の充実等
	小 計	1,066	1,024	42	土木事業量の減、渡船の民間委託等
特 別 行 政 部 門	教 育	4,192	4,125	67	
	警 察	9,193	9,053	140	教職員の配置定数の見直し等
	小 計	1,856	1,856	0	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	11,049	10,909	140	
	下 水 道	1,073	994	79	県立中央病院の廃止及び県・市病院組合立高知中央病院の開設に伴う体制見直し等
	そ の 他	1	1	0	
	小 計	63	61	2	資産管理システム導入による合理化等
	小 計	1,137	1,056	81	
合 計		16,378	16,090	288	

注 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤の職員を除いています。

選挙管理委員会
告 示

高知県選挙管理委員会告示第83号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり届出があった。
平成16年 9 月14日
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐野栄喜後援会	佐野 未知	谷崎 賀信	幡多郡大方町下田の口128 - 1	平16・8・25
大面章一後援会	出島 重幸	大面 明美	幡多郡大方町浮鞭1881 - 2	平16・8・27

高知県選挙管理委員会告示第84号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり異動の届出があった。
平成16年 9 月14日
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
政党

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県ときわ支部	異動なし	異動なし	高知市丸ノ内2 - 4 - 20	平16・8・17
異動後				高知市駅前町1 - 21	
異動前	自由民	国元 清隆			

異動後	主党窪川町支部	西宮 正衛	異動なし	異動なし	平16・8・26
異動前	自由民主党高知県不動産支部	異動なし	宇田 卓志	異動なし	平16・8・31
異動後			隅田 直照		

その他の政治団体

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	松岡ゆみ子後援会	異動なし	異動なし	高知市城見町8 - 11	平16・8・19
異動後				香美郡土佐山田町83 - 33	
異動前	高知県不動産政治連盟	異動なし	宇田 卓志	異動なし	平16・8・31
異動後			隅田 直照		

高知県選挙管理委員会告示第85号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定により次のとおり解散の届出があった。
平成16年 9 月14日
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
その他の政治団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日

ののおの知恵子高知県後援会	高知市神田2068 - 4	田所 和子	解散	平16・8・11
---------------	---------------	-------	----	----------